

# 年金払い退職給付に関する制度設計案の方向性

	国家公務員共済の方向性（未定稿）	私学共済の方向性（未定稿）						
有識者会議報告書における提言のポイント	<p>①相互救済の観点から、公務員本人にも事業主と同程度の負担を求め、掛金を労使折半。</p> <p>②年金のうち1/2程度は一時金・有期年金選択可とし、残りは終身年金。</p> <p>③年金財政の健全性を堅持する観点から、民間企業年金のキャッシュ・バランス方式より保守的な制度設計・運営を行う。</p> <p>④現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。</p> <p>⑤公務上障害・遺族年金制度を労使折半の枠内で導入。</p> <p>⑥現行職域部分との違いを明確にするため、現行職域部分が保有する積立金は活用せず、また、年金額を抑制し、⑤等を除き障害・遺族年金制度を廃止。</p>	<p>○私立学校教職員の年金については、ともに学校教育を担う国公立学校教職員との均衡を図ってきた経緯やその役割等に鑑み、公務員に導入する年金制度に準じた私学教職員の年金制度を設けることが適当。</p>						
1 適用対象者	○国家公務員共済組合制度の加入者	<p>○私立学校教職員共済制度の加入者（ただし、現行と同様、70歳未満の者に限る）</p> <p>【参考】70歳以上の現役の人数と全体に占める割合（平成23年3月末）</p> <table border="1"> <tr> <td>私学教職員</td> <td>8,522人（1.74%）</td> </tr> <tr> <td>国家公務員</td> <td>61人（0.006%）</td> </tr> <tr> <td>地方公務員</td> <td>626人（0.02%）</td> </tr> </table>	私学教職員	8,522人（1.74%）	国家公務員	61人（0.006%）	地方公務員	626人（0.02%）
私学教職員	8,522人（1.74%）							
国家公務員	61人（0.006%）							
地方公務員	626人（0.02%）							
2 給付の種類	<p>○退職年金</p> <p>○公務障害年金</p> <p>○公務遺族年金</p>	<p>○同左</p> <p>○職務障害年金</p> <p>○職務遺族年金</p>						
3 退職年金 (1) 支給要件	<p>○次のいずれの要件も満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年以上の引き続く共済加入期間を有すること</li> <li>・ 65歳以上であること</li> <li>・ 退職していること</li> </ul>	○同左						
(2) 支給開始年齢	<p>○65歳</p> <p>ただし、繰上げ又は繰下げ支給可能。</p>	○同左						
(3) 支給形態	<p>○半分は終身退職年金、半分は有期退職年金として支給</p> <p>○有期退職年金については、</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p>						

(4) 年金額の算定方法

- ・支給期間を10年又は20年とし、本人が選択。
- ・年金に代えて一時金による受給を選択することが可能。
- ・年金受給開始前又は受給開始後に本人が死亡した場合は、未支給期間分を遺族に一時金として支給。

○支給形態に応じ、次のとおり。

- ・ $\text{終身退職年金} = \text{給付算定基礎額} \times 1 / 2$ （加入期間10年未満の者は $1 / 4$ ） $\div$ 終身年金現価率
- ・ $\text{有期退職年金} = \text{給付算定基礎額} \times 1 / 2$ （加入期間10年未満の者は $1 / 4$ ） $\div$ 有期年金現価率

■算定式の具体的内容

(1) 給付算定基礎額の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{当月末の給付額算定基礎額} \\ & = \text{前月末の給付額算定基礎額} \times (1 + \text{基準利率})^{1/12} \\ & \quad + \text{当月の付与額} (\text{標準報酬月額} \cdot \text{標準期末手当等額} \times \text{付与率}) \end{aligned}$$

(2) 基準利率は、国債の利回りや積立金の運用状況・見通し等を勘案して設定。

(3) 付与率は、給付水準や掛金率等を勘案して設定。なお、付与率は掛金率より低く、その差分の財源は、公務障害・遺族年金や事務費に充当。

(4) 終身年金現価率は、基準利率や死亡率等を勘案して受給権者の年齢ごとに設定し、毎年改定。

(5) 有期年金現価率は、基準利率等を勘案して支給年数の区分ごとに設定し、毎年改定。

※(2)～(5)の率については、最終的に国共済連合会の定款で定める方向。

○同左

ただし、短期在職者が多数存在する私学の実態を踏まえ、加入者間の著しい不均衡が生じないように、加入期間10年未満の者に係る給付率の引下げは行わない。

【参考】

①退職年金受給権者の在職期間別人数・割合（平成23年3月末現在者）

	20年以上者		20年未満者	
私学共済	116千人	37.6%	192千人	62.4%
国共済	691	79.7	176	20.3
地共済	1,882	90.1	207	9.9

※私学共済の20年未満者の平均加入期間は6.6年であるため、62.4%の殆どは10年未満と推察

②脱退者（平成22年度中）の平均加入年数

私学共済	国共済	地共済
8.8年	20.7年	一年※

※（参考）公立学校共済組合 29.7年

③加入者の加入期間別割合（平成23年3月末現在者）

	10年未満		10年以上	
私学共済	284千人	58.7%	200千人	41.3%
国共済	323	30.6%	732	69.4
地共済	689	23.9%	2,190	76.1

→※私学事業団の共済規程

4 公務（職務）障害・遺族年金  
(1) 支給要件

○現行と同様の要件とする（ただし、通勤災害は対象外）

- ・公務障害年金
  - 公務上の事由による傷病の初診日（加入期間中に限る。）から1年6月経過した時点等において障害等級（1～3級）に該当する程度

○同左

<p>(2) 支給形態</p> <p>(3) 年金額の算定方法</p>	<p>の障害状態にあるとき 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公務遺族年金</li> <li>→ 加入者が公務上の事由による傷病により死亡したとき、障害等級 1・2 級に該当する公務障害年金の受給権者が当該年金と同一の公務上の事由による傷病により死亡したとき 等</li> </ul> <p>○ 現行と同様、終身年金とする</p> <p>○ 給付額算定基礎額 ÷ 終身年金現価率（60 歳未満の者は 60 歳の者に係る率） 年金額が現行と同程度の水準となるよう、給付額算定基礎額を一定程度割り増し。 また、現行と同程度の最低保障額を設定。</p>	<p>○ 同左</p> <p>○ 同左</p>
<p>5 併給調整・支給停止・給付制限</p>	<p>○ 現行と同様、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職年金と公務障害年金の併給調整（1 人 1 年金）等を行う。</li> <li>・ 退職年金及び公務障害年金の受給権者が加入者である間は、その支給を停止する（退職年金については再退職時に額を改定）。</li> <li>・ 加入者又は加入者であった者が禁固以上の刑に処せられた場合等には終身退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給停止。公務遺族年金の受給権者が禁固以上の刑に処せられた場合はその一部を支給停止。</li> </ul>	<p>○ 同左</p>
<p>6 財政運営</p> <p>(1) 財政方式</p> <p>(2) 掛金の負担</p> <p>(3) 掛金率の水準</p> <p>(4) 財政再計算等</p>	<p>○ 積立方式 → 当該加入者に係る掛金額で当該加入者の給付を賄うことが基本</p> <p>○ 労使折半負担</p> <p>○ 上限を法定し（本人負担分 0.75% → 労使合計 1.5%）、具体的な率は国共済連合会の定款で定める。</p> <p>○ 少なくとも 5 年ごとに財政再計算を行い、長期的な収支均衡が図れるよう掛金率を設定。 また、毎年度の決算の際にも財政検証。</p>	<p>○ 同左</p> <p>○ 同左</p> <p>○ 従前どおり、掛金率の上限は政令で定め、具体的な率は私学事業団の共済規程で定める。</p> <p>○ 同左</p>